

長久手市暴力団排除条例（案）の概要

＜趣旨＞

この条例は、長久手市から暴力団を排除し、地域経済の健全な発展に寄与し、市民の安全で平穏な生活を確保するため、暴力団の排除に関する市、市民及び事業者の責務、基本理念、市が暴力団の排除のために実施する施策の基本的事項等を定めるものです。

＜背景＞

平成23年4月1日に愛知県暴力団排除条例が施行され、愛知県下全域において自治体と警察機構が連携し、事務及び事業から暴力団を排除するための取組が進められています。

＜市の基本的施策＞

- (1) 市の事務又は事業により、暴力団にとって有益となったり、暴力団の勢力拡大などにつながらないようにするために、公共工事の入札に参加させないなど、市が実施する事務及び事業から暴力団を排除するための措置を講じるよう努めます。
- (2) 市の公の施設が暴力団の活動に利用されることで、暴力団の利益になることのないよう、公の施設の利用が暴力団の利益となると認めるときは、利用の許可をしない等の措置を講じるよう努めます。
- (3) 市は、県と連携して暴力団の排除の気運を醸成するための広報及び啓発を行います。

＜市民、事業者の皆さんは＞

市民、事業者の皆さんは、暴力団の威力を利用したりすることのないようにし、暴力団の排除のために市や警察署に情報提供するなど、市の暴力団排除施策に協力していただくこととなります。